

1. 預かり保育料の給付方法 (2号、3号の認定を受けた方)

預かり保育料の給付を受けるためには、市への申請が必要となります。以下のとおり申請してください。

(1) 申請に必要な書類

- ① 施設等利用費支給申請書 ※押印不要
- ② 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ③ 領収証（または、保護者が負担した利用料の額及び内訳が確認できる書類）
※②、③は幼稚園に発行してもらう書類です。

(2) 提出先

書類の提出先は、幼稚園となります。

幼稚園に提出された書類は、幼稚園から市へ提出されます。

(3) 申請期限

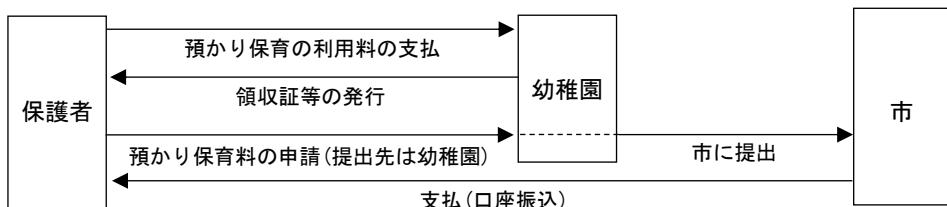
預かり保育の利用期間	申請期限
4月分から6月分まで	7月20日まで
7月分から9月分まで	10月20日まで
10月分から12月分まで	1月20日まで
1月分から3月分まで	4月12日または5月20日まで

※申請期限以降でも申請は可能です。ただし、利用から2年を経過すると、請求できなくなりますのでご注意ください。

(4) 給付方法

申請書に記載の口座に振り込みます。

(5) 預かり保育の利用料の支払いからの流れ



2. 振込先口座について

預かり保育事業の支給申請の際は、

- ・申請者名は、代表保護者名で
- ・振込先口座は、代表保護者名の口座で

提出してください。

なお、代表保護者でない振込先口座を希望する場合は、委任状の提出が必要となります。